



(別添4)

労 審 発 第 6 7 3 号

平成24年9月12日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成24年9月6日付け厚生労働省発基安0906第2号をもって諮問のあった「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1「記」及び別紙2「記」のとおり。

(別紙1)

平成24年9月7日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成24年9月6日付け厚生労働省発基安0906第2号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

(別紙2)

平成24年9月12日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

雇用均等分科会
分科会長 林 紀子

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成24年9月6日付け厚生労働省発基安0906第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、妥当と認める。